

## 第7部 農業経営

### 解説

この部では「農業経営統計調査」の結果から「営農類型別経営統計」、「経営形態別経営統計（個別経営）」を掲載した。

#### 1 調査の概要

##### (1) 調査の目的

農業経営統計調査は、農業生産物を販売することを目的とした農業経営体（個別経営）の農業経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

##### (2) 調査体系

本調査は、農林水産施策の見直し・再編に対応した内容とするため調査体系を見直し、平成20年1月から新たな調査体系による調査を実施している。

（図 農業経営統計調査の体系参照）

##### (3) 調査対象

農業経営体（個別経営）のうち、農産物の販売を目的とする経営体（経営耕地面積が30a以上、又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家）を対象に実施した。経営形態別経営統計（個別経営）は営農類型別経営統計で取りまとめた表（図 農業経営統計調査の体系）の「水田作経営」から「ブロイラーケー養鶏経営」の各営農類型に分類した調査経営体に、「その他経営」に分類した調査経営体を加えて集計したものである。

##### (4) 調査期間

1月1日から12月31日までの1年間である。

#### 2 定義及び用語の解説

##### (1) 経営収支並びに資産及び負債の把握範囲

経営収支並びに資産及び負債の把握については以下のとおりである。

ア 農業については農家世帯全体の経営収支を把握。  
イ 農業以外については農業経営関与者の経営収支。

注：「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該農家の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等へ就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者には含めない。

##### ウ 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費、農作業受託収入等の収入を計上した。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金について農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については、当該農産物の販売収入として計上した。

##### エ 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益を上げるために要した資材や料金の一切の費用を計上した。

##### オ 農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収支を計上した。

なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農家で生産した農産物を使用していること、③当該農家が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとする。

ただし、これらの事業を行っていても、別に法人化等により経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業とした。

##### カ 農外収入

農外収入には、農業経営関与者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関与者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関与者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上した。

##### キ 農外支出

農外支出には、上記カの事業に係る支出及び負債利子を計上した。

##### ク 年金等の収入の把握範囲

農業経営関与者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上した。

##### ケ 租税公課諸負担

農業経営関与者の農業経営以外の経営負担分を計上した。

##### (2) 調査結果の表示等

ア 営農類型別経営統計は、販売農家1戸当たり平均値として表示した。

イ 経営形態別経営統計(個別経営)は、販売農家1戸当たりの平均的な経営実態について、営農類型別経営統計の個別経営で取りまとめた全てのデータを用いて集計したものである。

(3) 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

ア 平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、農業経営統計調査(営農類型別経営統計)における減価償却額は、償却資産の取得時期によって以下のとおり算出した。

(ア) 平成19年3月31日以前に取得した資産

a 傷却中の資産

$$\text{1か年の減価償却費} = \frac{\text{(取得価額} - \text{残存価額})}{\text{耐用年数}}$$

b 傷却済みの資産

$$\text{1か年の減価償却費} = \frac{\text{(残存価額} - 1円\text{(備忘価額)})}{5\text{年}}$$

ただし、bについては平成20年1月から適用する。

(イ) 平成19年4月1日以降に取得した資産

1か年の減価償却費 =

$$\frac{\text{(取得価額} - 1円\text{(備忘価額)})}{\text{耐用年数}}$$

イ 平成21年以降の農業経営統計調査における減価償却額は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し(試算区分の大括化、法定耐用年数の見直し)を踏まえ算出した。

(4) 農業経済の総括

ア 農業所得 = 農業粗収益 - 農業経営費

イ 農外所得 = 農外収入 - 農外支出

ウ 総所得 = 農業所得 + 農外所得

+ 年金・被贈等の収入

エ 可処分所得 = 総所得 - 租税公課諸負担

(5) 農家経済の分析指標

ア 農業所得率 = 農業所得 ÷ 農業粗収益 × 100

イ 付加価値率 = 付加価値額 ÷ 農業粗収益 × 100

### 3 利用上の注意

この統計表の個別経営体1経営体当たり平均値は、調査対象となる経営体全体の平均値であり、項目によってはごく少数の調査経営体にしか該当しない項目もある。

したがって、項目別の利用にあたっては、これらの点を十分留意されたい。

図 農業経営統計調査の体系

